

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

1 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第4条第2項、第9条第2項及び第 4 項並びに第 10 条第 1 項に規定している各申請及び届出については、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第3条第1項、第 10 条第 1 項及び第 4 項並びに第 11 条において、その様式を規定している。

今般の改正は、「規制改革実施計画」(令和2年7月 17 日閣議決定)等による、行政手続における押印見直し方針を踏まえ、当該施行規則で定める様式から「印」及びこれに準ずる記載を一律削除するものである。

2 施行日

公布の日に施行する。